		掛金率																
		短期掛金率						長期掛金率										
		合計	内訳					期間の区分	合計	内訳								
			短期給付分	事務費分	福祉事業分	介護分				長期給付分	事務費分	福祉事業分						
甲種加入者	介護納付金に係る掛金の徴収対象月	千分の七十六・三八	千分の六十五・二	千分の〇・八	千分の一・二	千分の九・一八		平成二十二年四月から平成二十三年三月までの月分	千分の百二十七・八四	千分の百二十五・八四	千分の〇・八	千分の一・二						
								平成二十三年四月から平成二十四年三月までの月分	千分の百一十一・三八	千分の百一十九・三八								
								平成二十四年四月から平成二十五年三月までの月分	千分の百三十四・九二	千分の百三十二・九二								
								平成二十五年四月から平成二十六年三月までの月分	千分の百三十八・四六	千分の百三十六・四六								
								平成二十六年四月以後の月分	千分の百四十二・〇〇	千分の百四十・〇〇								
	その他の月	千分の六十七・二	千分の六十五・二	千分の〇・八	千分の一・二			平成二十二年四月から平成二十三年三月までの月分	千分の百二十七・八四	千分の百二十五・八四	千分の〇・八	千分の一・二						
								平成二十三年四月から平成二十四年三月までの月分	千分の百一十一・三八	千分の百一十九・二八								
								平成二十四年四月から平成二十五年三月までの月分	千分の百三十四・九二	千分の百三十二・九二								
								平成二十五年四月から平成二十六年三月までの月分	千分の百三十八・四六	千分の百三十六・四六								
								平成二十六年四月以後の月分	千分の百四十二・〇〇	千分の百四十・〇〇								
乙種加入者	介護納付金に係る掛金の徴収対象月	千分の七十七・〇八	千分の六十五・二	千分の〇・八	千分の一・九	千分の九・一八		平成二十二年四月から平成二十三年三月までの月分	千分の百二十七・八四	千分の百二十五・八四	千分の〇・八	千分の一・二						
								平成二十三年四月から平成二十四年三月までの月分	千分の百一十一・三八	千分の百一十九・二八								
								平成二十四年四月から平成二十五年三月までの月分	千分の百三十四・九二	千分の百三十二・九二								
								平成二十五年四月から平成二十六年三月までの月分	千分の百三十八・四六	千分の百三十六・四六								
								平成二十六年四月以後の月分	千分の百四十二・〇〇	千分の百四十・〇〇								
	その他の月	千分の六十七・九	千分の六十五・二	千分の〇・八	千分の・九			平成二十二年四月から平成二十三年三月までの月分	千分の百二十七・八四	千分の百二十五・八四	千分の〇・八	千分の一・二						
								平成二十三年四月から平成二十四年三月までの月分	千分の百一十一・三八	千分の百一十九・二八								
								平成二十四年四月から平成二十五年三月までの月分	千分の百三十四・九二	千分の百三十二・九二								
								平成二十五年四月から平成二十六年三月までの月分	千分の百三十八・四六	千分の百三十六・四六								
								平成二十六年四月以後の月分	千分の百四十二・〇〇	千分の百四十・〇〇								
丙種加入者								平成二十二年四月から平成二十三年三月までの月分	千分の百二十七・八四	千分の百二十五・八四	千分の〇・八	千分の一・二						
								平成二十三年四月から平成二十四年三月までの月分	千分の百一十一・三八	千分の百一十九・二八								
								平成二十四年四月から平成二十五年三月までの月分	千分の百三十四・九二	千分の百三十二・九二								
								平成二十五年四月から平成二十六年三月までの月分	千分の百三十八・四六	千分の百三十六・四六								
								平成二十六年四月以後の月分	千分の百四十二・〇〇	千分の百四十・〇〇								

備考　この表及び次項の表において「介護納付金に係る掛金の徴収対象月」とは、共済法第二十七条第二項の規定により介護納付金に係る掛金を徴収することとなる月をいう。